

一般財団法人 横浜市安全教育振興会

ご加入に向けて

(2020年度版)

一人はみんなのために

みんなは一人のために



〒231-0014
事務局 横浜市中区常盤町3-25
サンビル7階

電話 (045) 662-7835
FAX (045) 662-9831
メールアドレス info@anshinkai.or.jp
ホームページ <http://anshinkai.or.jp>

一般財団法人 横浜市安全教育振興会の概要

1. 目的

この法人は、横浜市内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の幼児児童生徒及び青少年等の健康の保持増進に関する事業、並びに幼児児童生徒及び青少年等の健全な育成と福祉の増進に資する事業を行うことを目的とする。※幼児とは、特別支援学校に在籍する幼児

2. 事業内容

(1) 幼児児童生徒等の事故に対する共済事業（別表参照）

給付対象事故については次の三原則に該当するものに限定します。

偶然性：予知しない、また出来ないこと

急激性：原因と結果発生の際に時間的間隔がほとんどないこと

外因性：外部作用がその原因であること

※疾病による入・通院、交通事故による入・通院は該当しません。

(2) 安全教育推進に関する普及啓発事業

① 安全教室の開催

防災安全教室・救急法教室等の開催

② 講演会・研修会の開催

③ ポスター展の開催

④ 会報の発行、毎年2月末に全世帯に配付

⑤ 「ご加入に向けて」（本誌）の発行

(3) 幼児児童生徒に対する修学奨励金の給付事業

各学校からの推薦により、小学校の児童3万円・中学校の生徒4万円・高等学校の生徒6万円・特別支援学校の幼児児童生徒4万円給付（年額）

(4) PTA及びその他青少年の健全な育成を目指す団体に対する助成事業

① 安全教育推進に関する普及啓発を目指した事業

② 幼児児童生徒及び青少年等の健康の保持増進を目指した事業

③ 幼児児童生徒及び青少年等の健全な育成と福祉の増進を目指した事業

(5) 幼児児童生徒等の賠償責任に関する事業

子どもたちの日常生活やPTA活動遂行時の万が一の賠償事故に備え、全ての会員を対象にした補償制度

(6) その他目的を達成するために必要な事業

3. 賛助会員及び会員

(1) 賛助会員は、学校長又はPTA会長（共済規程第2条第2項）

(2) 会員は、賛助会員校に在籍する幼児児童生徒の保護者（共済規程第2条第1項）

※会員（保護者）の加入については任意です。加入されない場合は学校までお申し出ください。

4. 加入の手続き

(1) 毎事業年度開始前に所定の賛助会員加入申込書に所要事項を記入し、学校長又はPTA会長が申し込みます。（3月中旬）

（共済規程第6条第1項）

(2) 毎事業年度開始後、5月1日現在の幼児児童生徒の世帯数を基本として、一世帯年額500円の会費を賛助会員校単位で一括して6月末までに安振会指定の金融機関に納入します。500円の内訳についてはホームページをご覧ください。

(3) 加入の手続き終了後、転入・出などで会員の世帯数に変動が生じた場合でも、月割計算した金額が100円以下となるため収受・返還はしません。（共済規程第10条第3項）

5. 見舞金等給付について

(1) 見舞金等受給資格者（共済規程第3条第1項）

① 賛助会員として承認された学校の保護者及び単位PTA会員

② 賛助会員校に在籍する幼児児童生徒

③ 会員を除く、賛助会員校に登録された学校支援ボランティア等の学校協力者（共済規程第3条第2項第3号）

(2) 見舞金等給付対象事故

① 幼児児童生徒の学校管理下外の事故

② 単位PTA会員のPTA活動中（往復途次を含む）の事故

③ 学校協力者の活動中（往復途次を含む）の事故

- (3) 給付の免責（見舞金等給付規程第4条）
- | | |
|--------------------------|--|
| ①日本スポーツ振興センターの対象事故 | ⑩給付事由が発生した日から3年以上経過した場合 |
| ②同居する親族等がおこした故意又は予知できる事故 | ⑪入・通院期間が180日を超えた場合の超過した期間 |
| ③保護者責任がある場合 | ⑫同一の給付事由に係る見舞金等の重複給付 |
| ④故意又は重大な過失による事故 | ⑬第三者の行為による事故で第三者から賠償がなされた場合（第三者には行為当事者だけでなく管理責任を負う団体組織を含む） |
| ⑤道路交通法違反による事故や自損事故 | ※学習塾、スポーツクラブ等 |
| ⑥戦争、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動 | ⑭使い過ぎで起こる慢性の傷害 |
| ⑦核燃料物質若しくは放射能汚染による事故 | （いわゆるスポーツ傷害に該当するもの） |
| ⑧地震・風水害等、天災の場合 | |
| ⑨事故発生日から7日以内に受診しなかった場合 | |
- (4) 見舞金等給付申請手続き
- ① 見舞金等給付申請の流れ
- ・見舞金等給付の申請は所定の用紙を使用します。(②を参照)
 - ・申請書に記入後、代表者（学校長またはPTA会長）の証明印が必要です。
 - ・見舞金等給付の申請は、学校（学校長・PTA会長）経由で行ってください。
 - ・給付金は、安振会へ登録された学校口座またはPTA口座に振り込まれます。
- ② 見舞金等請求申請書類
- ・見舞金等請求申請書 第2号様式—1
 - ※学校協力者（特別負傷見舞金申請）の場合は第9号様式—1
 - ・入・通院証明書 第2号様式—2（歯科医以外） 第2号様式—3（歯科医用）
 - ※入・通院証明書代は、2,000円を（消費税別途給付）を上限に安振会で負担します。
 - ※医師法で定められた医師以外（柔道整復師等）で受診した場合には給付金額は規定の半額になります。
 - ※按摩マッサージ鍼灸師で施術を受ける場合は医師法で定められた医師の指示によりますが、この場合の給付金額は規定の半額とします。
 - ※カイロプラクティック・整体等で施術の場合は給付対象とはなりません。
 - ※申請に関する個人情報は、給付事務以外には使用しません。

6. 安振会の役員

- (1) 理事 12名以上17名以内（うち理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事1名）
- (2) 監事 3名以内
- (3) 評議員5名以上8名以内

7. 審査委員会

審査委員会は見舞金等給付決定に必要な事項を審査するため開催します。構成は理事長及び理事会で選出した医師を含む学識経験者12名です。場合によって審査委員会は必要と認める書類の提出を申請者に求めることがあります。

8. 安振会の事業年度

毎年4月1日～翌年3月31日

〈注〉

1. 学校主催の事業

学校が編成した教育課程に基づく教育活動

2. 学校管理下外（共済規程第3条第4項）

- ① 学校の教育活動が行われている日で、学校から下校して家に着き、翌日学校に登校するために家を出るまで
- ② 放課後児童育成事業・障害児通所支援事業に係る施設の活動中
- ③ 学校の教育活動の行われていない日

3. 保護者

幼児児童生徒のいわゆる保護者。また、両親が共働き等により祖父母等が代理としてその任にあっている場合で、学校長やPTA会長が承認した者も含まれます。

4. PTA活動

基本的には単位PTA及び、区・市・県・国のPTA協議会が企画立案し主催または共催するPTA活動であり、単位PTA総会、運営委員会等で正式な手続きにより参加が決定されたもの。

しかし、会議決定とすると適応範囲が限定され不利益が生じますので、PTA活動の理解として「PTA管理下で発生した（往復途次を含む）事故」であり、管理下の定義については社会通念上でPTA活動とみなしうる客観的要素と責任者であるPTA会長の了解があればPTA活動として認められます。また、教育委員会・関係諸機関から「PTAを代表しての参加」を要請された活動も認められます。

